

《足立区『非木造建築物耐震診断助成制度』について》

助成内容		主な対象要件	助成金額
耐震診断助成	戸建住宅	昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された非木造(鉄筋コンクリート造、鉄骨造など)の住宅・建築物	限度額 30 万円
	共同住宅		診断費用の 1/2 以下で、限度額 500 万円/棟
	特殊建築物		* 共同住宅は、上記の額もしくは、1 棟の戸数×10 万円と比較し安価な額

- * 消費税は助成対象外となります。また、助成金額は千円未満を切り捨てた金額となります。
- * 助成には申請が必要です。申請前に診断や耐震改修工事を行なった場合は、助成できません
- * すでに耐震助成を利用された方や建物は、この制度は利用できません。

上記のほかに、『耐震改修計画の策定』・『耐震改修工事助成』の制度もあります。

特例世帯とは

耐震改修工事を行う住宅に居住している世帯が、「60 歳以上の方がいる世帯」、「障がい者(基準等級あり)の方がいる世帯」または「住民税非課税世帯」で、その建物の「所有権をお持ちの方がいる世帯」となります。

その他、助成には条件があります。詳しくはお気軽にご相談・お問合せください。

★耐震減税制度について

現行の耐震基準に適合される工事など、一定の要件を満たす耐震改修工事を住宅に実施した場合、所得税(国税)や固定資産税(都税)などの減額・減免等の制度があります。

詳しくは、所轄の税務署または都税事務所にお尋ねください。

<当社実績耐震診断>

所在地	構造種別	基礎形式	建物規模	建物用途	竣工年
東京都足立区	鉄筋コンクリート構造 (RC造)	杭基礎	地上3階	共同住宅 (12 戸)	昭和 43 年 (築 43 年)

現行制度に基づき、『耐震診断助成・共同住宅』を適用し、助成金申請 ≒ 500,000円

助成金に関するご質問等ありましたら、お住まいの自治体にお問い合わせいただくことはもとより、当社もコンサルタントとして窓口になりますのでお気軽にお問い合わせください。

平成 23 年 10 月 21 日付